

給付金制度の比較

		臨時福祉給付金 (平成27年度)	臨時福祉給付金 (平成28年度)	臨時福祉給付金 (経済対策分)
事業	給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税（均等割）が課税されていない者 ・住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族ではない者 ・生活保護の被保護者等ではない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税（均等割）が課税されていない者 ・住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族ではない者 ・生活保護の被保護者等ではない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税（均等割）が課税されていない者 ・住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族ではない者 ・生活保護の被保護者等ではない者
	給付額	一人につき6,000円	一人につき3,000円	一人につき 15,000円
	加算措置	実施しない	実施しない	実施しない
	基準日	平成27年1月1日	平成28年1月1日	平成28年1月1日
	給付の対象となる期間	平成27年10月～平成28年9月末の1年	平成28年10月～平成29年3月末の半年	平成29年4月～平成31年9月末の2年半
	対象数	83,500人	79,100人	83,200人
申請受付期間	平成27年8月26日～平成28年2月25日	平成28年9月1日～平成29年2月28日	平成29年3月上旬～平成29年9月上旬（予定）	
諮問・報告事項	諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所児童等情報の本人外収集 ・施設入所児童等情報の外部提供 ・施設入所児童等情報の目的外利用 ・虐待による措置入所障害者等情報の目的外利用 ・視覚障害者情報の目的外利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所児童等情報の本人外収集 ・施設入所児童等情報の外部提供 ・施設入所児童等情報の目的外利用 ・虐待による措置入所障害者等情報の目的外利用 ・視覚障害者情報の目的外利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所児童等情報の本人外収集 ・施設入所児童等情報の外部提供 ・施設入所児童等情報の目的外利用 ・虐待による措置入所障害者等情報の目的外利用 ・視覚障害者情報の目的外利用
	報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務（一部）の委託 ・業務（一部）の再委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務（一部）の委託 ・業務（一部）の再委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務（一部）の委託 ・業務（一部）の再委託